

# 京都大学の部局等における研究データ管理・公開に関する 実施方針策定のためのガイドライン

令和3年3月15日  
京都大学研究者情報整備委員会  
リサーチデータマネジメント専門部会

## 目次

京都大学の部局等における研究データ管理・公開に関する 実施方針策定のための ガイドライン .....	1
I. 実施方針の必要性、この策定ガイドラインの目的 .....	2
II. 実施方針策定にあたって検討すべきポイント .....	2
1. 策定の目的 .....	2
2. 策定の主体 .....	2
3. 管理する研究データの範囲 .....	3
4. 研究データについて研究者の有する権限の範囲 .....	3
5. 個人情報保護の観点 .....	4
6. 研究者が離籍・退職する場合の研究データの取り扱い .....	4
7. 研究データの長期保存・破棄の考え方 .....	4
8. 研究データの利活用のための要件 .....	4
9. 「保存規定」その他既存の関連する規程類との整合性 .....	4
10. 部局等が組織として果たすべき役割と責任 .....	5
III. 実施方針に定めるべき項目 .....	5
1. 目的 .....	5
2. 定義 .....	5
3. 適用範囲 .....	8
4. 研究データ管理の原則 .....	8
5. 部局等の役割と責任 .....	12
6. その他 .....	13
■ ガイドライン参考資料 .....	14

## I. 実施方針の必要性、この策定ガイドラインの目的

京都大学は2020(令和2)年3月19日に「京都大学研究データ管理・公開ポリシー」<sup>1</sup> (以下ポリシー) を策定しました。研究データを適切に管理し、また必要に応じ共有・公開することは、自らの研究の公正を証明するだけでなく、自身の優れた研究とその完全性を世界にアピールし、新たな共同研究やネットワーク形成、新奇な研究テーマの発見・創出を生み出す出発点として、研究者自身にも多大なメリットをもたらします。(「ポリシーについての解説・補足」<sup>2</sup> (以下「解説」) ①③⑨参照。)

ポリシーでは、京都大学の研究者が研究データを管理・保存・公開するための指針となる原則を掲げ、「解説」では、ポリシーに沿った研究データ管理の基本的な考え方を記載しています。しかし、実際に研究活動の中で研究データをどう取り扱うかという具体的な場面においては、ポリシーと「解説」に加えて、さらに詳細な指針が必要とされるでしょう。また、研究データ管理については、研究分野によって異なる部分も大きいと思われます。各研究者が実際に適切な研究データ管理を行うためには、部局ないし専攻として、分野の特性を踏まえて研究データの取扱いに関する考え方を示す「実施方針」が必要です。

そこで、当策定ガイドラインでは、主に部局レベルで「実施方針」を策定する担当者への手引きとして、検討すべきポイントや定めるべき項目等を記載しました。別紙の「ひな形」と合わせて、策定時の参考資料としてご活用ください。

「実施方針」は作成を必須とするものではありませんが、各研究者が適切な研究データ管理をすることができ、それにより、さらに良い研究をすることができるためにも、作成を強く推奨するものです。

## II. 実施方針策定にあたって検討すべきポイント

### 1. 策定の目的

なぜ「実施方針」が必要なのか、「実施方針」があることで所属の研究者にどんなメリットがあるのか、上記Iも踏まえて、各策定主体において策定開始時に十分議論してください。

### 2. 策定の主体

研究科・研究所等の部局単位を想定していますが、部局によっては、さらに専攻レベルで策定することも考えられます。また、部局を超えて、研究分野として策定することも考えられます (例えば、心理学分野など)。実効性を持たせ、それによって研究をより円滑に進めることができる適切な策定主体を検討する必要があります。以下、この策定ガイドラインでは策定主体を「部局等」と記載します。

また、どこまで強制力を持たせるかについても検討の余地があります。よりどころと

---

<sup>1</sup> <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/research-policy/kanrikoukai>

<sup>2</sup> [https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/embed/jaresearchresearch\\_policydocumentshosoku\\_20200619.pdf](https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/embed/jaresearchresearch_policydocumentshosoku_20200619.pdf)

すべき指針を述べる「実施方針」とするか、より拘束力の強い「内規」とするか、考慮が必要です。さらに、それらの中で、専攻レベルや分野別でさらに具体的なルールの作成が検討されてもよいでしょう。

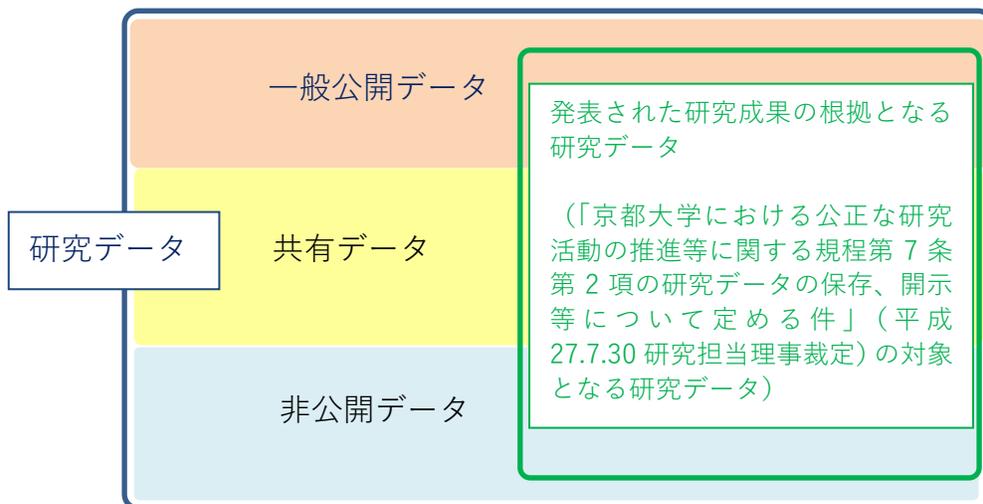
### 3. 管理する研究データの範囲

研究データ管理という文脈における「研究データ」は、研究公正の文脈での保存に関する規程類で言う「研究データ」とは示す範囲が異なります。

既存の「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第7条第2項の研究データの保存、開示等について定める件」（平成27.7.30 研究担当理事裁定、以下保存規定）及びそれに基づいた部局内規の対象となる「研究データ」は、「発表された研究成果の根拠となる研究資料等」を指します。

それらは必ず保存しなければならないデータですが、それ以外にも、保存すべきと判断されるデータは存在し得ますし、研究中のみ必要で研究後は保存する必要がないと判断されるデータもあり得ます。また、共有という観点から見れば、一般公開するデータ、研究者間だけで共有するデータ、非公開とするデータという区分があります。

これら全てを包括する概念が、研究データ管理という文脈における広義の「研究データ」となります。



「実施方針」の策定にあたっては、この、研究データ管理における「研究データ」の範囲を踏まえた上で、部局等として、「研究データ」として管理するデータの範囲はどのようなものとするか、検討する必要があります。

### 4. 研究データについて研究者の有する権限の範囲

「実施方針」において、研究者自身で可能なことの範囲を明確にする必要があります。たとえば、それぞれの研究データについて、保存するのかもしれないのか、公開するのかもしれないのか、ということ判断し決定するのは、大学や部局等でなく研究者自身である、ということ明記する等が考えられます。ただし、その判断に際して部局等として守ってほし

い一定の基準や考え方があれば、「実施方針」で記載するとよいでしょう。下記5～8もご参照ください。

## 5. 個人情報保護の観点

研究データを取り扱う上で、個人情報保護の観点は極めて重要です。個人情報保護法には、配慮が必要な個人情報の範囲や、匿名化の手順等、研究データを管理する上でも必須となる、多くの定めが記載されています。個人情報保護法及び関連法制等を遵守するよう、「実施方針」にも明記すべきです<sup>3</sup>。

## 6. 研究者が離籍・退職する場合の研究データの取り扱い

研究者が京都大学から離籍・退職する際の研究データの取り扱いについては、事前に定めておく必要があります。研究者がデータ管理権限を保持するのか、あるいは一部あるいは全部を大学（部局等）に残すのか、少なくとも研究者と部局等が協議可能であるようにしておくべきでしょう。

## 7. 研究データの長期保存・破棄の考え方

研究データの長期保存と破棄について、部局等としての考え方を検討する必要があります。研究データの保存期間の考え方や、保存期間を過ぎた研究データの取扱い（永久保存するのか破棄するのか等）を決めておかないと、貴重な研究データが結局は散逸する恐れがあります。個々のデータの保存期間を決めるのは研究者自身の役割ですが、部局等として、永久に保存しておくべき研究データ、永久ではないが、一定期間破棄してはならない研究データなどの判断基準を設けることも、検討の対象となり得ます。

## 8. 研究データの利活用のための要件

ポリシーでは、研究データを可能な限り社会に公開し、その利活用を促進することを謳っています。しかし、これは、全ての研究データを公開すべきと言っているわけではありません。貴重な研究データがなるべく利活用されるようにということを念頭に置いて、研究者自身が、研究データを一般公開・共有・非公開のいずれかに分類することが求められます。また、研究結果の再現性という面においても、公開（「解説」<sup>⑩</sup>では、一般公開と共有を含んだ概念として用いています）することは重要です。

「実施方針」では、研究者の判断の助けになるよう、公開/非公開の判断基準や、公開にあたって制限事項を設けるか否かなど、部局等としての考え方を述べるとよいでしょう。

ほか、たとえばメタデータや識別子の付与、公開する場合のライセンス、公開のプラットフォーム等、FAIR原則に基づく公開について、一定の基準や考え方を記載するとよいでしょう。

## 9. 「保存規定」その他既存の関連する規程類との整合性

「保存規定」は研究公正の観点から守らなければならないルールであり、研究データ

---

<sup>3</sup> 今後予定されている個人情報保護法制の改正を注視し、それに合わせた見直しも必要です。

管理の一部をなしています。その他、部局等にある既存の規程類と齟齬をきたさないよう、「実施方針」策定時には、まずは関連規程類をリストアップする必要があります。

## 10. 部局等が組織として果たすべき役割と責任

研究データ管理を研究者が適切に実施していくために、部局等が果たすべき役割と責任は何か、検討する必要があります。

### III. 実施方針に定めるべき項目

以下、「実施方針」に定めるべき具体的な項目例を示しますが、各部局等や分野の特性を踏まえて、適宜取捨選択・追加修正してください。

#### 1. 目的

ポリシーや部局等のミッションを踏まえ、「実施方針」を策定する背景や目的について記述します。

⇒ひな形前文、1

#### 2. 定義

「実施方針」において使用する語の定義を記述します。以下は最低限必要と思われる一例を示します。

##### ● 研究者

「解説」⑤では、ポリシーに言う「研究者」を下記のように補足しています。

<解説>

⑤「研究者」とは、本学の役員、教職員、学生等で、本学において研究活動を行う全ての者。なお、ここでいう「教職員」とは、本学が定める就業規則に基づき雇用されている者をいう。また、「学生等」とは、学部学生及び大学院学生、外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等（京都大学通則（昭和28年達示第3号）第5章に定めるもの）、研究生、研修員等（京都大学研修規程（昭和24年達示第3号）に定めるもの）その他本学に在学し、若しくは在籍し、又は受入れられて、修学し、又は研究に従事する者をいう。

各部局等において、研究者の範囲を上記と同等にするのか、あるいはさらに限定するのか、たとえば学生の扱いはどうするのか（学部学生も含めるのか、大学院生以上に限定するのか等）、「実施方針」の対象となる研究者の定義を検討する必要があります。

⇒ひな形2-1

##### ● 研究データ

ポリシーでは、デジタル・非デジタルを問わないとしています。また、先に述べたよう

に、保存に関する規程類における「研究データ」よりも幅広い概念です（「解説」④参照）。

「解説」で挙げられている例を参考に、何を研究データとし、何を研究データとしないのかは、十分に議論してください。代表的な研究データについては、たとえば以下の「JAXA 宇宙科学研究所のデータポリシー」のように例示するとよいでしょう。 ⇒ひな形2-2

<ポリシー>

1. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

<解説>

④ 「研究データ」には、研究素材として収集または生成した一次データだけでなく、それら进行分析・処理して作成された加工データや解析データ等も含む。またそれらデータを説明する資料も含む。形態としては、数値、画像、テキストなど、あらゆる形態が含まれる。

例えば、以下のようなものを含む。

- ・測定データ
- ・写真
- ・音声、映像などの視聴覚情報
- ・実験ノートおよびフィールドノート
- ・質問票
- ・臨床データ

「収集した情報」の中には、著作権に代表される知的財産権を有するもの（論文、書物、作品など）や不正競争防止法で保護されているもの（治験データなど）が含まれる場合があるが、それらは各法により保護されており、それらが持つ権利は本ポリシーに優先して当然守られなければならない。

<例：JAXA宇宙科学研究所のデータポリシー<sup>4</sup>>

3. 本ポリシーが対象とするデータの定義

本ポリシーにおいて、「データ」とは、広い意味で科学的な価値を持つ情報であり、特定の物理的な媒体に依存せずに、汎用的・長期的に利用できるものを指します。汎用的な利用を想定していない個人的なメモや写真などの情報、研究グループの非公式のレポートや会議録、長期的利用を想定していない一時的な情報、物理的な実体としてのサンプルなどは、このポリシーの対象となるデータには含まれません。

<sup>4</sup> “宇宙科学研究所のデータポリシー” JAXA 宇宙科学研究所, 2018.

<https://www.isas.jaxa.jp/researchers/data-policy/> (参照 2021-02-05)

以下に、ここで扱うデータの代表的な例と、簡単な説明を述べます：

源泉データ：衛星テレメトリなど、定まったフォーマットで判読されることが必要で、データ処理の源泉となるもの。これから適切なデータ処理を行うことによって、観測データや工学データなどを生成することができる。

観測データ：衛星、探査機、大気球、観測ロケットなどによって、天体や宇宙現象など、制御できない対象の物理的状態を測定した数値データ。多くの宇宙現象は顕著な時間変動を示すので、同じデータを再現できないことがある。

工学データ：衛星、探査機、装置の軌道、姿勢、温度など、データを取得する側の物理的状態を記述した数値データ。

実験データ：観測者が、対象に何らかの意図的な操作を加えることによって測定した数値データ。多くの場合、実験を繰り返すことにより、同じデータを再現することができる。

シミュレーションデータ：観測データ・工学データ・実験データなどを模擬するために、計算機によって生成されたデータ。計算を繰り返すことにより、同じデータを再現することができる。

探査機で得られた小惑星サンプルや微小重力実験で得られたサンプルの分析結果を定量化した数値データや、探査機が測定した天体の形状を再現した数値データなど。分析・再現精度が向上することによって、改訂されることがある。

汎用的・長期的な利用を意図して作成された、デジタル化された書類、写真、画像、映像など。

- 作成者

研究グループの場合、「作成者」が、実際にデータを取得した担当者を指すのか、あるいは研究グループ全体を指すのかは明示しておく必要があります。 ⇒ひな形2-3

- 研究データ管理責任者

部局等に一人の責任者ではなく、それぞれの研究における責任者を想定しています。個人研究の場合は研究者が同時に研究データ管理責任者となります。研究グループの場合は代表者の場合もありますが、代表者によって指名されたグループのメンバーでもよいでしょう。 ⇒ひな形2-4

- 利用者

データを利用する者を指します。 ⇒ひな形2-5

- 公開

公開とは、研究データ利用権限、すなわちその研究データを利用する（＝新しいデータを生成することが可能となる）権限を、作成者以外の人に許可すること、とすることができます。誰でも利用可能にするのが「一般公開」であり、ある限定された利用者のみ許可するのが「共有」です。「解説」では、ポリシーで言う「公開」はこの一般公開

と共有とを含む概念としています。

⇒ひな形2-6

<ポリシー>

4. 京都大学は、研究データが、論文などと同様に、今後の学術や社会の発展に貢献する知の基盤の一つであるとの認識に基づき、特段の定めがある場合を除き、可能な限り社会に公開し、その利活用を促進する。

<解説>

⑩ 本ポリシーにおける「公開」とは、保存する研究データを、利用者を限定せず利用を許可する「一般公開 (Publish)」と、限定された利用者によりのみ利用を許可する「共有 (Share)」とを含む概念とする。「公開」しない場合は、「非公開」となる。

### 3. 適用範囲

「実施方針」の適用範囲を定めます。

2の定義で定めた「研究者」の定義と連動して検討すべき項目です。

⇒ひな形3

### 4. 研究データ管理の原則

以下、「権限」「管理」「公開」に分けて記述しています。ポリシーを踏まえ、研究データの可能な限りの利活用を念頭に置いてください。

#### ● 権限

「解説」⑦参照。ポリシー及び「解説」では、権利（研究データ利用権限と研究データ管理権限）は原則として研究者にあるとしています。その原則を踏まえた上で、部局等としての研究データに関する権限の考え方を記述します。

⇒ひな形4.1

<ポリシー>

3. 京都大学は、原則として、研究データを収集または生成した研究者が、研究データ管理を行う権利と責務を有していることを認め、研究者は、研究データの価値を守るため、それぞれの研究分野における法的小よび倫理的要件に従って研究データ管理を実施する

<解説>

⑦ 本ポリシーでいう「研究データ管理を行う権利」とは、その研究データを利用する（=新しいデータを生成することが可能となる）権限（以下、研究データ利用権限と称する）および研究データの保存・利用条件をコントロールできる権限（以下、研究データ管理権限と称する）を有するという意味とし、権利に伴って、それらを行う責務もまた発生するものとする。（後略）

● 管理

研究データ管理権限を持つ研究者（ないし研究データ管理責任者）がすべきことを記述します。「解説」⑥⑦参照。

<解説>

⑥ 本ポリシーにおける「研究データ管理」とは、『研究活動において、

- 1) 研究データ管理計画を策定し、その計画に従い、
- 2) 研究中は、収集・生成された研究データを適切に保管・利用し、
- 3) 研究終了時には、研究成果をとりまとめ、全ての研究データから「保存する研究データ（終了後も保存し管理する研究データ、管理データ）」と「破棄する研究データ（終了後、適切な方法で処分する研究データ）」と「非管理データ（管理対象外の研究データ）」に分類し、
- 4) 「保存する研究データ」については、定めた保存期間は適切に保存し、保存期間終了後には適切な処理を行う。
- 5) また、「保存する研究データ」については、「公開」すべきか「非公開」かを決定し、公開する研究データについては、公開の条件およびライセンス（契約条件）を定め、公開の手続きを行う、といった研究データに関わる一連の活動全般』と定義する。

⑦（前略）

具体的には、研究データ管理の定義に従えば、研究活動において、次のような活動を行うことが想定される。

- 1) に対応して、研究開始時に、研究データ管理の具体的な方法等を記載した研究データ管理計画を作成する。なお、研究終了後の研究データ管理権限の移譲等についても、研究データ管理計画に記載することが望ましい。当然であるが、研究活動の状況に応じて適宜修正を行う。
- 2) に対応して、研究データの信頼性、完全性、トレーサビリティなど、研究データの品質確保に努め、安全に保管した上で、研究に利用する。
- 3) に対応して、研究終了後に「保存する研究データ」の範囲及び保存期間を決定する必要がある。当然、研究データ自体が研究成果の場合もあるので、その場合の取り扱いは研究成果の場合に準ずることとなる。また、「破棄する研究データ」については適切に破棄する必要がある。特に、個人情報保護・機密保持等の観点から公開に制限がある場合や、公開によって第三者の権利を侵害する恐れのある研究データを「非管理データ」とすることは適切ではない。
- 4) に対応して、「保存する研究データ」は、研究データの信頼性、完全性、トレーサビリティなど、研究データの品質確保に努めた上で、発見可能かつ必要に応じて再利用が可能な形で保存する。また、必要に応じて研究データのメンテナンス（ケア）を行うこととなる。
- 5) に対応して、公開する研究データについては、後述する公開の区別等（⑩を参照）に基づいて、必要に応じて研究データ管理権限等の移譲等を含め、適切な手続きを行う。

なお、研究データ管理権限は個人または組織に移譲することができる。ただし、本学の将来の研究において制約を受けるような移譲は行うべきではない。特に、契約等によって研究データの取扱い

を決める場合には、権限の取り扱いに注意すること。

また、研究プロジェクトが終了した場合もしくは自身が退職等により本学で研究活動を行わなくなった場合には、関係者と協議の上、研究データ管理権限の移譲または保持について決定し、適切に実施することが必要である。

- ・ 研究前、研究中の研究データ管理における、管理責任者の責任が及ぶ範囲、研究データ管理計画の作成、共同研究の取り扱い、品質やセキュリティなどについて、順守すべき方針を記述します。たとえば、外部の機関が運営するクラウドストレージの利用について、部局等としての指針を定める等が考えられます。  
なお、契約の際に、本学の将来の研究に制約を受けるような契約を結ぶことは望ましくないことに注意を促す必要があります。「解説⑧」参照。 **⇒ひな形 4.2.1～4.2.5**

<解説>

⑧（前略）なお、外部資金等による研究プロジェクトの場合、研究開始時における契約で研究データの権利等の取扱いも定められることが多い。その場合、本学の将来の研究に制約を受けるような契約を結ぶことは望ましくない。研究者は、そのことを自覚し、法務または契約関連等について必要に応じた支援を仰ぎ、また本学は適切な支援を行う必要がある。

- ・ 研究終了後の研究データの保存について、保存するデータの範囲や保存期間、利活用を念頭に置いた保存方法、保存期間後の取り扱い等に関する方針を記述します  
なお、これらの「保存」に関する項目は、各部局の研究データ保存に関する内規との整合性に留意してください。 **⇒ひな形 4.2.6～4.2.9**
- ・ 研究データ管理権限の移譲  
研究が終了した時および研究データ管理責任者が本学で研究を行わなくなった場合の権限移譲の取り扱いを記述します。また、そのような適切な移譲が行われなかった場合についても記述しておくといでしょう。 **⇒ひな形 4.2.10～4.2.11**
- ・ 契約や他の規程等で定めがある場合の取り扱い  
各種法令、学内の他規程、共同研究者との契約、助成団体の規程等で定めがある場合は、そちらを優先する旨を明記しておきます。 **⇒ひな形 4.2.12**
- 公開
- ・ 公開の原則  
公開については、解説⑩で原則として可能な限り FAIR 原則（参考資料）に則って公開することが推奨されています。それを踏まえて、部局等での公開の考え方を記述します。  
なお、ひな形では「研究終了後の研究データ」としてはいますが、研究中の研究データを公開することを妨げるものではありません。たとえば、日々の観測データ等、研究途

中のデータであっても公開が有用であると判断されるものがあれば、公開してもよいという「実施方針」もありうるでしょう。 ⇒ひな形 4.3.1

<解説>

⑩ (前略)

研究者は、それぞれの研究分野における法的および倫理的要件、契約、規程等に基づく特段の定めがない限り、原則として可能な限り FAIR 原則に則って公開することが望ましい。

(後略)

- ・ 公開する研究データの範囲  
最低限、研究データ管理責任者が公開/非公開を決定する、という旨を記述します。その際、必ず非公開にする必要があるデータの範囲については、明記しておくでしょう。たとえば、医療分野で保有されている研究データは基本的に要配慮個人情報であり、公開には適しません。公開/非公開を判断するのは研究データ管理責任者ですが、部局等としての判断基準をさらに詳細に記述してもよいし、あるいは、その部分はさらに小さい単位、例えば策定主体が部局であれば専攻等でガイドラインを作成することも考えられます  
参照：『研究データの公開・利用条件指定ガイドライン』(RUDF)<sup>5</sup>  
『宇宙科学研究所のデータポリシー』(JAXA)<sup>6</sup> ⇒ひな形 4.3.2
- ・ 非デジタル形式の研究データの公開方法  
ポリシーにより、「研究データ」には非デジタル形式のものも含まれます。非デジタル形式の研究データに関する公開についての考え方を記述します。 ⇒ひな形4.3.3
- ・ 公開する研究データのメタデータや識別子付与  
適切なメタデータや永続的識別子 (DOI等) を付与することは、引用を容易にし、研究データの利活用促進につながるため、強く推奨されます。 ⇒ひな形4.3.4
- ・ 研究データを公開する場合のライセンス  
『研究データの公開・利用条件指定ガイドライン』参照。研究データが可能なかぎり利活用されるためには、ライセンス (利用条件) の記載が有用です。 ⇒ひな形4.3.5
- ・ 研究データを公開場合のプラットフォーム  
必ずしも特定のデータリポジトリを公開のためのプラットフォームとして定める必要はありませんが、研究者自身および将来の研究者の研究に制約を受けないようなプラットフォームでの公開が強く推奨されます。 ⇒ひな形4.3.6

<sup>5</sup> “研究データの公開・利用条件表示ガイドライン ver.1.0”. 研究データ利活用協議会(RDUF)研究データライセンス小委員会, 2019, 32p. [https://doi.org/10.11502/rduf\\_license\\_guideline](https://doi.org/10.11502/rduf_license_guideline), (参照 2021-02-05).

<sup>6</sup> 注4参照。

<解説>

⑩（前略）

なお、公開の際には、適切なライセンス情報を付し、利用者にはその遵守を求める必要がある。研究プロジェクト開始時の契約等のような特段の定めがない場合は、研究データの公開方法、公開範囲、条件、ライセンス等については、各分野における研究者コミュニティでの標準等を鑑みて研究者自身が決定することができる。ただし、個人情報保護・機密保持等の観点から公開に制限がある場合や、公開によって第三者の権利を侵害する恐れのある場合は、非公開（公開対象外）とする必要がある。

公開にあたって、非デジタル形式の研究データは、公開のために可能な限りデジタル化（研究データの現物そのものをデジタル化する方法と、現物の所在等を示すメタデータをデジタル化する方法のいずれでも差し支えない）することを推奨する。

なお、デジタル形式の研究データの公開に際しては、信頼できるデータリポジトリ等を利用することを推奨するが、各分野における研究者コミュニティでの標準等を鑑みて適切な方法を用いて構わない。ただし、いかなる方法であっても、公開する場合には、本学における将来の研究を制約しないように注意すること。

- ・ 契約や他の規程等で定めがある場合  
各種法令、学内の他規程、共同研究者との契約、助成団体の規程等で定めがある場合は、そちらが優先される旨を明記しておきます。たとえば、医療分野の場合、治験等によって得られたデータは、多くの場合契約によって外部への提供が禁じられています。  
**⇒ひな形4.3.7**

## 5. 部局等の役割と責任

部局等として果たす役割について記載します。「解説」⑪参照。

**⇒ひな形5.1**

<解説>

⑪ 研究者が適切な研究データ管理および公開を実現できるよう、具体的には、以下のような支援を行う。

- (a) 適切に研究データ管理を行えるデジタルプラットフォームを提供する。
- (b) 研究データを公開することのできる機関リポジトリ等の公開プラットフォームを提供する。
- (c) 研究データ管理・公開に関する周知、法務または契約関連等を含む各種アドバイス、教育研修等、研究者に必要な支援を提供する。
- (d) 本ポリシーを構成員に正しく実施させる。そのための活動を実施・支援する。
- (e) 部局等において、本ポリシーの主旨を尊重した上で、研究データ管理・公開に関して独自の実施方針や規程等を策定することを支援する。

(f) 社会状況や学術状況の変化あるいは法および倫理的要件の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行う。

「実施方針」のもとでの更なる詳細ルールについての考え方も記載するとよいでしょう。  
**⇒ひな形5.2**

## 6. その他

「実施方針」制定以前に得られた研究データの取り扱いについて、検討する必要があります。ひな形附則1の「実施の際現に存する研究データ」は実施日に存在する全てのデータに適用される文言になりますが、たとえば、学生の場合は、すでに卒業して現に存するデータを維持できない可能性があるため、入学した年度で区切る、ということも考えられます。  
**⇒ひな形附則1**

本ガイドラインに関する問い合わせ先：  
RDMサポートセンター  
[rdm-support@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp](mailto:rdm-support@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

## ■ ガイドライン参考資料

### FAIR 原則 (和訳)

#### To be Findable: (見つけられるために)

- F1. (メタ) データが、グローバルに一意で永続的な識別子 (ID) を有すること。
- F2. データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3. (メタ) データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。
- F4. メタデータが、データの識別子 (ID) を明記していること。

#### To be Accessible: (アクセスできるために)

- A1. 標準化された通信プロトコルを使って、(メタ) データを識別子 (ID) により入手できること。
  - A1.1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。
  - A1.2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。
- A2. データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

#### To be Interoperable: (相互運用できるために)

- I1. (メタ) データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されていて、広く適用可能な記述言語を使うこと。
- I2. (メタ) データが FAIR 原則に従う語彙を使っていること。
- I3. (メタ) データは、他の (メタ) データへの特定可能な参照情報を含んでいること。

#### To be Re-usable: (再利用できるために)

- R1. メタ (データ) が、正確な関連属性を豊富に持つこと。
  - R1.1 (メタ) データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスと共に公開されていること。
  - R1.2 (メタ) データが、その来歴と繋がっていること。
  - R1.3 (メタ) データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

 Licensed under a Creative Commons 表示 4.0 国際 license ©2019 国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター)

出典 : FORCE11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016).

<https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>,

NBDC 研究チーム(訳), "FAIR 原則 ("THE FAIR DATA PRINCIPLES" 和訳) " (2019).

<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>